

保健師便り

2025.10

Vol.87

この判定、どうしたらよい？

～判定D2・D1・C2の解説～



前回に引き続き、健診結果を受け取ったその後の行動についてご案内します。当協会では次の8つの判定ランクを使用しています。

A:異常なし C1:経過観察 C2:次回健診 D1:6か月後再検査
D2:3か月後再検査 D3:再検査 E:要受診 F:主治医相談

※当協会では標準的に採用している判定についての解説です。事業所や健診主体によって判定が異なることがあります。

○再検査を受けていただきたい『D2:3か月後再検査』

主に画像検査（レントゲン検査、超音波検査など）で使用する判定です。早急に受診を要する異常ではありませんが、D1よりは短い期間（3か月）で再検査を実施し異常の有無を再判定することが推奨されます。

<次の行動!!>

概ね3か月後（3か月を超えない範囲）に結果を持って医療機関で再検査をお受けください。ただし、項目に関連した自覚症状がある場合は、速やかにご受診ください。

<検査項目別の受診科例>

胸部レントゲン検査：肺の異常なら「呼吸器科」

心臓、血管の異常なら「循環器科」

腹部超音波検査：肝臓/胆のう/膵臓/脾臓の異常なら「消化器科」

腎臓の異常なら「泌尿器科」あるいは「腎臓内科」

マンモグラフィ、乳房超音波検査：「乳腺（外）科」

※当協会では再検査はお受けしておりません。

○再検査を受けていただきたい『D1:6か月後再検査』

D2と同様に主に画像検査で使用する判定です。早急に受診を要する異常ではありませんが、6か月後に再度同じ検査を受け、所見変化などを再判定することが推奨されます。

<次の行動!!>

概ね6か月後に結果を持って医療機関で再検査をお受けください。ただし、項目に関連した自覚症状がある場合は、速やかにご受診ください。

<検査項目別の受診科例>

D2の項をご参照ください。

〇次回（概ね一年後）の健診結果を確認いただきたい『C2：次回健診』

基準範囲からの逸脱があり、**次回健診時に数値の推移確認を要します**。
画像検査においては、所見が認められますが精密検査や治療は必要とせず**一年後の健診で経過を見る**と判断するものです。

<次の行動!!>

食事や運動といった生活習慣の改善※に積極的に取り組みましょう。早期に取り組むことで生活習慣病を始めとした病気の発症が予防できます。体重コントロールや活動量の増加、野菜や魚の摂取を増やし、ジュース類、間食、飲酒量を見直す…などは有効になることが多い取り組みです。**このランクは将来の健康を左右するターニングポイント**でもあります。ぜひご自身で取り組み、次回健診時（概ね一年後を想定）に数値の推移を確認してください。

画像検査においては、一年後も同様の検査（健診）を受診し、その結果を確認してください。ただし、何らかの自覚症状がある場合は一年後を待たず医療機関へ相談してください。

※過去の『京浜保健だより』の中にヒントがあるかもしれません。ぜひご覧ください。

[京浜保健便り | 一般財団法人 京浜保健衛生協会](#)



当協会のホームページでは、各検査項目の解説も掲載しています。あわせてご覧ください。[一般健康診断の検査結果 | 一般財団法人 京浜保健衛生協会](#)
次回も引き続き、判定ランクの解説を行います。



一般財団法人

京浜保健衛生協会

FOR HEALTHY LIFE

この記事は、神奈川県川崎市高津区にある健診機関「京浜保健衛生協会」が執筆・監修しています。人間ドック/巡回健診/女性のための健診/がん検診など、健診でお悩みの際はお気軽にご相談ください。



一般財団法人 京浜保健衛生協会